

建設業法の一部を改正する法律の施行に伴う施工体制台帳の作成等について

神奈川県内広域水道企業団では、平成26年6月4日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正されたことへの対応を次のとおり図ることとしましたので、お知らせいたします。

1 対応内容

（1）施工体制台帳の作成及び提出について

施工体制台帳の作成及び提出については、これまで、企業団発注工事において、3,000万円以上（建築一式工事については4,500万円以上）の下請契約を締結した場合に施工体制台帳の作成及び提出（写し）を請負人に求めていましたが、平成27年4月1日以降に請負契約が締結された企業団発注工事について、下請契約の金額を問わず、企業団発注工事を受注した請負業者が下請契約を締結する際は、施工体制台帳を作成し、その写しを企業団へ提出して頂きます。

（2）施工体系図の作成及び掲示について

施工体系図の作成及び掲示についても、上記と同様に、平成27年4月1日以降に請負契約が締結された企業団発注工事について、下請契約の金額を問わず、企業団発注工事を受注した請負業者が下請契約を締結する際は、施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所へ掲示して頂きます。

2 適用日及び適用工事

平成27年4月1日以降に請負契約を締結する企業団発注工事

3 参考資料

- ・品確法・建設業法・入契法等の改正について（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html
- ・施工体制台帳の作成等についての改正について（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/common/001066456.pdf>
- ・施工体制台帳、施工体系図等（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

問い合わせ先
神奈川県内広域水道企業団
技術部監理指導課指導検査係
045-363-4209